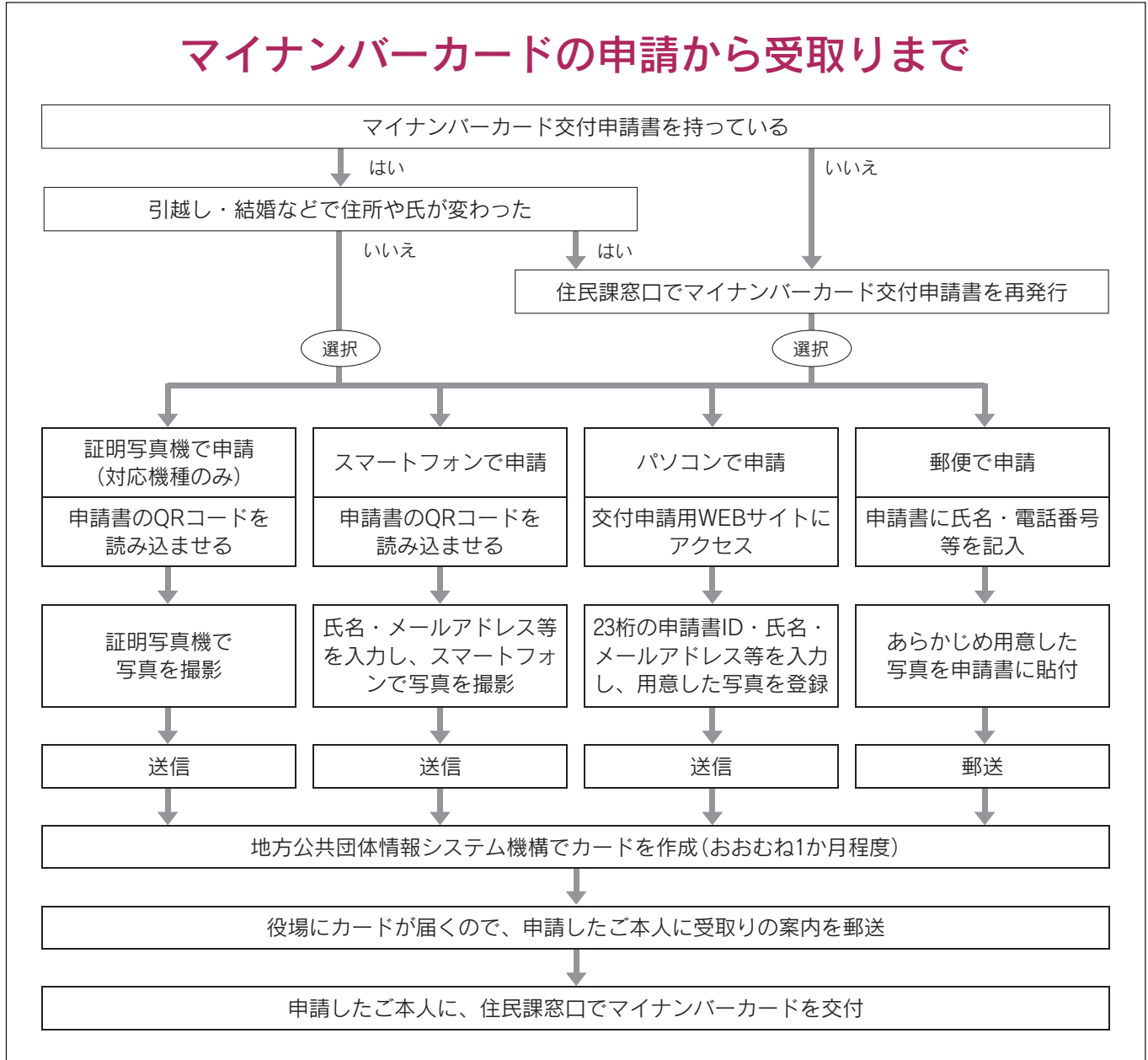




マイナンバーカードを作成しましょう

マイナンバーカードを取得した方は、証明書コンビニ交付サービスを利用できます。

マイナンバーカードの申請方法



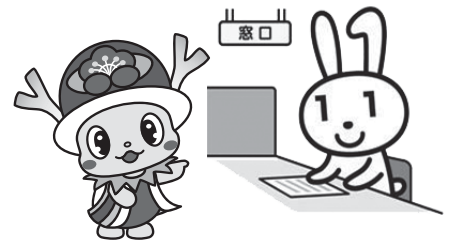
※15歳未満の方、成年被後見人のカードの受取りは、ご本人と法定代理人の2人でお越しください。

※病気、身体の障害、未就学児等のやむを得ない理由により、ご本人が受取れない場合は、別途書類が必要ですので住民課住民班までご連絡ください。

※平成27年10月以降、通知カードに同封して発送されたマイナンバーカード交付申請書の送付用封筒は、差出有効期限が過ぎていても、令和5年5月31日(水)までは切手を貼らずにそのまま使用できます。

手元に封筒がない場合は、住民課窓口にお越しいただくか、地方公共団体情報システム機構のホームページからダウンロードができます。

問 住民課住民班 ☎84-1214



←地方公共団体情報システム機構ホームページ